

2011年9月定例議会を終えて

2011年10月12日
日本共産党京都府会議員団
団 長 前窪 義由紀

はじめに

9月21日から開かれていた9月定例議会が10月7日閉会した。

本議会は、野田政権が誕生し、東日本大震災と東京電力福島原発事故から半年以上が経過したもとの、原発への対応や被災者支援などが問われるとともに、震災と円高等により深刻となる景気・経済状況に、どのように対応するのかが問われた議会であった。

我が党議員団は、震災・原発問題を真正面から取り上げるとともに、暮らしを支える施策の実現にむけ全力をあげた。

1、本議会には議案17件が提案された。

第2号議案「京都府児童ポルノの規制等に関する条例案」、第3号議案「京都府府税条例等一部改正の件」、第8号議案「鳥取豊岡宮津自動車道野田川大宮道路建設工事委託契約締結の件」の3件に反対し他の議案には賛成した。

第1号議案「平成23年度京都府一般会計補正予算案」には、これまで我が党議員団が求めてきた放射線モニタリングポストの増設、緊急防災対策事業費、特別養護老人ホームや障害者施設の建設、保育所の建設や増設などが含まれており賛成した。

第3号議案「京都府府税条例等一部改正の件」は、第1に大資産家を優遇する証券優遇税制である株式配当・譲渡益の軽減税率を延長するもので、これにより本府の税収は3億4000万円も減少し、第2に法人府民税および法人事業税にかかる知事権限の委任解除は、地方税機構に事務移管するもので、委員会審議では、客体の把握や調査は「税機構で行う」と答弁したとおり、課税自主権を事実上侵害するもので、そのための委任解除であり、反対した。

第8号議案「鳥取豊岡宮津自動車道野田川大宮道路建設工事委託契約締結の件」は、これまで宮津～岩滝間は国道176号、178号、312号線と京都縦貫道を結ぶことで地域住民にとって利便性の向上につながるため賛成してきたが、野田川大宮部分については、森本から312号線への接続道路整備などが必要であり道路整備に大きな負担がかかること、歩行者や自転車の安全対策を含め、水戸谷や二箇・五箇等の狭隘部分など国道の改良工事こそ急ぐべきであり反対した。

2、第2号議案「京都府児童ポルノの規制等に関する条例案」が提案された。もとより子どもを性的対象とする「児童ポルノ」は絶対容認できないものであることは言うまでもないが、条例案では、第一に「児童ポルノ」の定義が曖昧であること、第二に、単純所持を規制することによる人権侵害や冤罪の可能性が生まれること、第三に、恣意的な運用がなされる危険があること、から反対した。

もともと、本条例案は、山田知事が先の知事選挙において「全国一厳しい児童ポルノ条例を」とマニフェストで呼びかけて今回提案されたものであるが、京都弁護士会をはじめ、各界から様々な意見があるにもかかわらず、府民的議論が不十分なまま、成立させることが目的であるかのように強引に提案されたことは重大である（詳しくは議員団「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」について（見解）参照）。

3、我が党議員団は、東京電力福島原発事故を踏まえ、原発をなくし、再生可能エネルギーを飛躍的に普及する立場から積極的に論戦した。

若狭湾原発群について、代表質問、続く一般質問でも「停止中の原発・もんじゅの再稼働中止」「敦賀原発3、4号機建設中止」など一つひとつについて態度を明確にするよう迫ったが、知事は「原発への依存度を下げる」と言いながら、これら直面する課題については答弁を避けた。

さらに他党派からも原発問題について、その是非を真正面から取り上げた会派はなかった。

再生可能エネルギーについて、我が党議員団は、再生可能エネルギーを府の基幹エネルギーとして位置づけることを求めた。今回提案された「スマートエコハウス推進事業」について、太陽光発電や太陽熱利用施設、燃料電池などを対象として設置に対する融資制度であるが、再生可能エネルギー自給率が全国4

1位と遅れている京都府として、補助制度の創設、さらに小水力・小型風力をはじめとした施策、また再生可能エネルギーの開発・製造に取り組む中小企業への支援制度の創設を迫った。

4、震災や円高が京都経済や中小企業に大きな影響を与えているも、住宅リフォーム助成制度を耐震、太陽光パネル発電設置等と結んで取り組むこと、公契約条例の制定による下請け保護、入札制度改善などを求めた。知事は「地域に貢献できる優良な建設業の育成確保に資するよう最低制限価格のあり方についての検討も含め、総合的なダンピング対策として入札制度改革を進める」とのべ、議会終了日には、我が党議員団が求めたとおり「入札制度改革検討会議」を設置し、改善の検討が始まることとなった。また深刻な状況にある西陣織への対策を求めたことに対し、「固定資産税については、京都市の所管ではあるが、府としては西陣等のいっそうの振興のため、産地の事業者や職人の方々の実状をよくお聞きする中で、京都市や関係機関の皆様と連携、協議しながら、全力をあげて取り組んでいく」と答弁したことは重要である。

また、避難されてきた方と懇談を重ねる中、被災者支援策の一つとして、自主避難者も含め府営住宅等への入居期間の延長を求めたことに対し、二年に延長することを検討することが示された。

なお、9月16日に、京都市に本社を置く日本写真印刷が、正社員400人、非正規社員300人の計700人の削減と、国内生産拠点の統廃合計画を発表した。本府内では、400人が働く亀岡工場では工場の一部が今年度中に閉鎖、54人が働く久美浜工場は縮小、中京区にある本社工場のリストラなど、多数の労働者が退職に追い込まれかねず、雇用と地域経済を守る立場から、亀岡市議団・京丹后市議団とともに知事にたいし、工場閉鎖の撤回と全員の雇用確保を求める申し入れを行った。本府は、これまで7000万円もの企業立地補助金を出しており、その責任も問われている。

5、関西広域連合について、自民党議員から「どこまでが広域連合で、どこまでが府県の業務か不明確になってきている」と指摘し、「どのような手順で、どこまで成長させようとしているのか」と本会議で質問した。これは、東日本大震災等の対応も含め、関西広域連合で論議と具体化が進められる中、自民党派からも地方議会のガバナンスについて批判的意見が出ている反映である。知事は「関西広域連合における議論を時期を失することなくご報告、ご相談させていただきたい」と述べる一方、「京都府としての視野」と「関西という全体の中で調整・調和」を「複眼的」に論議することが重要として、国の出先機関の委譲も含めすすめる決意を示した。ここにも示されているとおり、関西広域連合での具体化に対し、いっそう広域的な運動と論戦が本格的に求められている。

6、「府立定時制・通信制の在り方懇談会」から「中間まとめ」が出されたも、調査にもとづき温かい教育環境の中で自己肯定感を持ち成長している姿を紹介し、定時制の果たしている今日的役割について質問した。府教育委員会も「多くの生徒が学習や部活動などをがんばりながら人間関係を築いて成長し、意欲をもって学校生活を送っている」「定時制教育にはこうしたさまざまな生徒の学習経験やニーズに対応できる教育が求められており、その果たしている役割は重要」と答弁した。一方、「懇談会」では「定時制・通信制の再編」や「三部制」などの意見も出されており、今後、生徒や保護者、関係者も含む慎重な審議を強くもとめた。さらに、定時制・通信制高校の在り方の検討に加え、突然、京都市・乙訓通学圏の教育制度の在り方についても検討することを表明したことは重大である。

7、「京都府議会による東日本大震災からの復興支援に関する条例」が成立した。これは、高すぎる議員報酬の削減について、我が党議員団が提案する中、深刻な震災と原発被害に対し、議会の意思を示し支援するため、当面の措置として一議員につき月7万円削減し、年間5000万円を被災県に支援することとなった。また、報酬見直しについて、今後本格的に検討することも合意された。

8、今議会で、この数年間の議会改革の取り組みについて検証する「議会改革小委員会」が設置され、検証結果を議長に報告した。議会傍聴を拡大してきたが、課題となっていた予算・決算特別委員会知事総括質疑（テレビ中継）についても今秋から傍聴可能となった。また長年にわたり我が党を委員会正副委員長から排除してきた問題について厳しく指摘し、解決を求めた。今後、議会改革の検討の中で、議論していくこととなった。

9、足利事件や布川事件など冤罪事件を再び起こさないために、取調べの全面可視化の早期実現を求めた。

警察常任委員会では、京都府警における試行中の取り調べ一部録画・録音について、09年4月から今年8月末まで裁判員裁判の対象事件166件のうち14件で実施、記録時間は10分～15分程度、聞き取りをした取調官全員が「公判での立証に効果がある」と答え、全過程の可視化にも肯定的な意見が多かったと報告された。

10、我が党議員団提案の「原子力発電からの撤退を決断し再生可能エネルギーへの転換を求める意見書案」「脱原発、若狭湾原発群に関する決議案」をはじめ、7意見書案および1決議案を含む19件について、自民・民主・公明提案の「新名神高速道路の全線着工を求める意見書案」「地方財政の充実・強化を求める意見書案」及び自民・公明提案の「TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加問題に関する意見書案」に反対し、他の意見書案・決議案16件には賛成した。

「子ども・子育て新システム」の導入について、「法案提出方針を撤回の上、国民的議論を十分に尽くす」ことを盛り込んだ『子ども・子育て新システム』の導入に関する意見書」が民主党以外の賛成多数で成立した。二月議会で我が党議員団提案の「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書案」は我が党以外の反対により否決されたものの、全国的な運動の広がり、京都での「子ども子育て新システムに反対する京都の会」による「105日マラソンスピーチ」や、「福祉要求運動をすすめる実行委員会」による京都市議・京都府議への働きかけなどにより、今回可決した。

今後「地方の創意工夫」の名による保育所に対する国の最低基準の緩和・撤廃を許さず、保育条件のさらなる改善に全力で取り組む。

我が党議員団提案の「保護者負担の一層の軽減と私学助成の充実を求める意見書案」は我が会派以外の反対で否決されたものの、「私学教育の振興に関する意見書案」が全会一致で可決された。

京都市長選挙まで4カ月を切った。京都市長選挙は、原発や再生可能エネルギーをめぐる問題でも、京都経済と市民の命をまもる自治体の在り方を問う点でも、全国注視の選挙である。我が党議員団は、市長選挙勝利に全力を挙げて奮闘する。

同時に、福祉医療制度や関西広域連合、地方税機構、国保一元化をはじめ、山田知事の Manifesto が実行されていく段階にあって、その狙いと本質を告発し、原発ゼロをめざし、また深刻となる京都経済と府民の暮らしを支えるため力を尽くすものである。

以上

「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」について（見解）

2011年10月12日
日本共産党京都府会議員団

2011年9月定例議会に、「京都府児童ポルノの規制等に関する条例案」が提案され、我が党議員団以外の賛成多数で成立しました。

我が党議員団は、子どもを性的対象とする児童ポルノは、子どもにたいする最悪の虐待行為であり、その非人間的な行為を絶対に容認することはできず、一人の被害者も出さない社会をつくりだすことは、大人社会の重大な責任であると考えます。

また、現行法制の元で、児童ポルノそのものの作成・流通・販売と提供を目的とした所持については禁止されており、インターネットなどで出回っている大量の児童ポルノは現行法を厳格に運用することによってなくす必要があります。

しかし、今回の条例は児童ポルノの単純所持を規制し、刑事罰まで設けようとするもので、我が党議員団は大きな問題をはらんでいるとして反対しました。

その理由は第1に、「児童ポルノの定義」が曖昧であるためです。

条例案2条には「児童ポルノの定義」が規定されています。そこには「衣服の全部または一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ、または刺激するもの」という法律で使用されているあいまいな定義が含まれています。被写体となる児童の人権をまもることは当然ですが、一般的な写真や芸術作品など、見る側の「主観」によって禁止や規制対象となることがあってはなりません。

また、廃棄命令や刑事罰を伴う児童ポルノの定義については、全裸などとしていますが、全裸の幼児期

の成長の記録などについては、対象とならない保証はありません。

京都弁護士会の本条例案に対する意見書にも「罰則を伴う規制法制については、罪刑法定主義の観点から規制対象が明確に定められる必要がある」と指摘されています。

反対の理由の第2は、単純所持を規制することにより、人権侵害の危険やえん罪の可能性があるためです。

委員会質疑で「単純所持」について、「警察からの情報提供を得て所持が確実な人を対象として調査」という答弁があり、また立入調査を拒否しても「罰則がない」等が示されたものの、「立ち入り調査を拒否できる」ことをどのように伝えるのかについては、一切答弁できませんでした。これでは「任意の立入調査」だとしながら、「所持が確実だ」と最初から疑ってかかり、実質的な捜索が行われる危険性があります。

また、立入調査の際に「その他関係者にも質問させ、必要な資料の提出を求めさせることができる」とこととなり、審議の中で「その他関係者」とは、「立入調査に必要な場合、職場の上司や雇用主、家主や家族、またそれ以外の関係者も含み、だれにでも質問したり、資料の提出を求めることができる」と、さらに立ち入る場所については「本人の部屋だけではなく、家族の部屋や職場、本人以外が所有するパソコンなども調査の対象になる」ことが明らかとなりました。これでは、「児童ポルノを所持している疑いをもたれている」ことが家族や職場の同僚や上司に、さらには調査に必要なならばだれにでも知られてしまいます。

調査権や捜査権の乱用の恐れという点でも、個人情報保護の点からも大きな問題であり、大変な人権侵害を引き起こす恐れがあります。

同時に、存在の証明は比較的容易にできますが、「不存在」の証明は非常に困難で、どこまで徹底的に調査するのか、その歯止めもありません。

また「廃棄命令」についても、送りつけられたメールに添付されていた児童ポルノ画像や、荷物の中に忍び込まされていた写真などを知らない間に所持していた場合、その根拠を求められても証明は困難であり、誤った「廃棄命令」を受けてしまう可能性があります。これにより、それだけでいわれのない社会的制裁を受ける可能性があります。

反対の理由の第3は、恣意的な運用がなされる危険があるためです。

条例案では「児童ポルノを所持・保管していると見られるもの」に対しては立入調査を行うとしています。しかし、インターネットなどによる児童ポルノの流出は、画像を所持した人物を特定することは大変困難です。京都弁護士会の意見書でも「立入調査に名を借りて恣意的に事実上の捜索が行われる危険性すらあり、いたずらに市民生活の平穏を乱す恐れがある」と警鐘をならしています。

また、本条例の成立過程について、条例案の骨子がホームページに掲載されたのが7月で、条例案が示されたのが9月の本会議開会の直前でした。これだけ重要な問題は、まだまだ府民的な議論が不十分であり、慎重な審議こそ求められていたものです。

本府がやるべき事は児童ポルノによる被害児童を1人も生まないため、情報リテラシー教育や性教育、府民への広報啓発などに努力すること、さらに被害児童の支援体制を強化し、人的体制を強化することです。我が党議員団は、児童ポルノの根絶のため力を尽くすものです。

以上